

## \* 障害児(者)地域療育等支援事業

社会福祉法人 向陵会  
乙訓ひまわり園ディセンター長 井上 大

1

### ○障害児(者)地域療育等支援事業とは？

#### ① 目的 (要綱より)

・在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児(以下「在宅障害児(者)」という。)のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障害児(者)施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障害児(者)及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

・実施：平成9年4月1日から施行される。

2

#### ② 実施主体

都道府県、指定都市および中核市  
障害児(者)施設を運営する社会福祉法人等に委託して実施することができる。京都府においては、6圏域に分けて実施。  
→平成14年から乙訓圏域の窓口として、向陵会が受託法人となる。

- 1 丹後圏域・・・社会福祉法人 よさのうみ福祉会  
(宮津市 京丹後市 伊根町 与謝野町)
- 2 中丹圏域・・・社会福祉法人 みずなぎ学園  
(福知山市 舞鶴市 綾部市)
- 3 南丹圏域・・・社会福祉法人 花ノ木会 花ノ木医療福祉センター  
(亀岡市、南丹市、京丹波町)
- 4 乙訓圏域・・・社会福祉法人 向陵会 乙訓ひまわり園 地域連携室  
(長岡京市 向日市 大山崎町)
- 5 山城北圏域・・・社会福祉法人 南山城学園  
障害児(者)地域療育支援センター ういる  
(宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 久御山町 井手町 宇治田原町)
- 6 山城南圏域・・・社会福祉法人 いづみ福祉会  
(木津川市、笠置町、和東町、精華町、南山城村)

3

#### ③ 事業の全体像

##### (1) 在宅支援訪問療育等指導事業

###### ア 巡回相談

・対象者  
在宅障がい児(者)及びその保護者

###### ・方法

支援施設に相談・指導を担当する職員等で編成された相談・指導班を設置し、相談・支援を希望する在宅障がい児(者)の家庭に定期的もしくは随時訪問させ、または、相談・指導を必要とする地域を巡回させる。

4

イ 訪問による健康診査

- ・対象者  
障がい及び介護の状況等から医療機関等における健康診査を受けることが困難な在宅の重度知的障がい者
- ・方法  
家庭を訪問し、健康診査を実施するほか、必要に応じて介護等に関する指導、助言を行い、あわせて各種の相談に応じる

5

(2) 在宅支援外来療育等指導事業

- ・対象者  
在宅の障がい児（者）及び保護者
- ・方法  
外来の方法により、各種の相談・指導を行う。

(3) 施設支援一般指導事業

- ・対象者  
障がい児通園（デイサービス）事業及び障がい児保育を行う保育所等の職員
- ・方法  
在宅障がい児（者）の療育に関する技術の指導を行う。

6

④ 乙訓圏域で実施している事業

○在宅支援訪問療育等指導事業（訪問による健康診査）

- ・歯科衛生士派遣：自宅への訪問または、生活介護事業所等への派遣
- ・派遣先  
乙訓福祉会 あらぐさ福祉会 乙訓若竹苑  
NPO法人てくてくて運営している事業所への派遣を中心に展開。
- ・利用者実人数 190名
- ・定期的月に1回程度、歯科衛生士が各事業所へ訪問

○施設支援一般指導事業：歯科衛生士

- ・生活支援員を対象に、口腔ケアについての指導等の研修会を実施

7

⑤今年度からの主な変更点（府からの通知）

○在宅支援訪問療育等指導事業（訪問による健康診査）

- ・在宅支援訪問療育等指導事業について、これまでは家庭以外の通所事業所等への訪問や事業所等における健康診査も対象としてきたが、通所等が困難な者に特化して事業実施する観点から、家庭以外への訪問は本事業の対象外とする。
- ・障害及び介護の状況等から医療機関等における健康診査を受けることが困難な在宅の重度知的障害者を対象に、家庭を訪問し、健康診査を実施する。
- ・医療・福祉サービスにつながった後以降は事業対象外とする。
- ・居宅以外（通所先・グループホーム等）での支援は事業対象外とする。

○施設支援一般指導事業

- ・受託法人（乙訓ひまわり園）が運営する他施設への支援は対象外とする。
- ・今年度については、この事業にて、歯科衛生士派遣を実施。

8

受託法人としては、できる限り長く、継続した形で実施し続けられるよう府とも話をしていきたいと考えています。

6圏域見渡してもこれほど、口腔ケアに注力している圏域はありません。これを特別だと捉えるのではなく、これが当たり前なんだという想いを発信し続けていくことが今、必要なことだとは感じています。

確かに、ここ数年で多くの福祉サービス、相談支援体制も確立されてはきました。ただ、こういった専門職からの健康面でのサポートは、日頃支援するスタッフ、障がいのある当事者にとっては、欠かせないものであり、縮小し、そもそも内容を見直すということではないと思っています。こういった想いも改めて、伝えていきたいと思えます。

ご清聴ありがとうございました。